

日本銀行「気候変動対応を支援するための資金供給」の骨子素案のポイント

- 日銀は、7月15～16日の政策委員会・金融政策決定会合で、金融市場調節方針（長短金利操作＜イールドカーブ・コントロール＞）、長期国債以外の資産の買入れ方針の維持を決定しました。
- また、昨年3月以降、日銀では、感染症の影響への対応として、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持を目的に、①新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム（新型コロナ対応金融支援特別オペ、CP・社債等の買入れ残高上限の引上げ＜約20兆円、従来は約5兆円＞）、②国債買入れやドルオペ等による円貨・外貨の潤沢かつ弾力的な供給、③ETF、J-REITの買入れ（各々上限年間約12兆円、約1,800億円ペース）による強力な金融緩和措置を実施しています。もっとも、企業等の資金繰りには、なお厳しさがみられており、感染症の影響の収束には暫く時間を要すると見込まれるとして、前回6月18日の決定会合で、上記「特別プログラム」の期限を来年3月まで半年間延長しましたが、その継続も決定しました。
- そのうえで、「当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している」としています。
- さて、今回の決定会合では、前回の金融政策決定会合で導入することとした、気候変動関連分野での民間金融機関の多様な取組みを支援するための新たな資金供給の仕組み「気候変動対応を支援するための資金供給」の骨子素案を決定しましたのでご紹介したいと思います。
- 日銀では、気候変動に関する取組み方針について、「最近では、政府や企業をはじめ、内外の関係者による気候変動に関する取組みがさらに積極化しており、物価の安定と金融システムの安定という日本銀行の使命に沿って気候変動に関する取組みを進めるため、包括的な取組み方針を決定した」と説明しています。
- 具体的には、(1)対象先は、共通担保オペ（全店貸付）対象先のうち、気候変動対応に資するための取組みにつき一定の開示を行っている先で希望する先、(2)バックファイナンス対象投融資は、当該金融機関が実施するわが国の気候変動対応に資する投融資（グリーンローン/ボンド等）、(3)資金供給方式

は、共通担保を担保とする円貨貸付、(4)貸付利率は、ゼロ%（貸出促進付利制度ではカテゴリーⅢ＜付利金利ゼロ%＞の対象、マクロ加算残高への「2倍加算」を適用）、(5)貸付期間は、原則1年であるが、制度の実施期限までの間、対象投融資残高の範囲内で回数に制限を設けず借換え可能（実質的に長期に亘るバックファイナンスを受けることが可能）、(6)年内を目途に開始し、金融調節上の支障がない限り原則として2030年度まで実施するというものです。

- 金融政策の考え方については、「気候変動問題は、中長期的に経済・物価・金融情勢にきわめて大きな影響を及ぼし得るため、中央銀行の立場から民間における気候変動への対応を支援していくことは、長い目でみたマクロ経済の安定に資するものと考えている」と整理しています。
 - その際、「金融政策面での対応に当たっては、市場中立性に配慮し、中央銀行がミクロ的な資源配分に具体的に関与することは、できるかぎり避けることが適当である」としています。
 - 一方、金融システムに関連して、「気候変動問題は、『物理的リスク』と『移行リスク』を通じて、金融機関経営、ひいては金融システムの安定にも大きな影響を及ぼし得る」ため、「社会・経済の脱炭素化を進めていくうえでは金融仲介機能が適切に発揮されることが重要である」と指摘しています。
 - このため、日銀としては、「こうした状況を適切に把握するとともに、気候関連金融リスクの把握や管理に関する金融機関の取組みを積極的に後押ししていくこと等を通じて、わが国の金融システムの安定確保と金融仲介機能の円滑な発揮を目指す」として、金融機関と、「考査・モニタリングの場を通じ、気候関連金融リスクへの対応状況や、取引先企業の脱炭素化に向けた取組み支援等について、深度のある対話を行う」としています。
 - その際、「気候関連金融リスクの定量的な把握が重要である」として、「現在、金融庁と連携しながら、大手金融機関等を対象とする共通シナリオを用いた分析の試行的な実施に向けて、検討を進めているところである」と説明しています。
 - さらに、「コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえた気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等に基づく開示の質と量の充実を金融機関に対して促していく」としています。
- （筑波総研チーフエコノミスト 渋谷康一郎）